

定価(消費税別)一箇年 一六〇〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第二十七号	平成十三年七月十一日	水曜日
---------	------------	-----

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第四項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年七月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名

東山梨郡選挙区

東八代郡選挙区

西八代郡選挙区

南巨摩郡選挙区

中巨摩郡選挙区

北巨摩郡選挙区

南都留郡(西桂町を除く。)選挙区

北都留郡選挙区

甲府市選挙区

富士吉田市選挙区

塩山市選挙区

都留市 南都留郡西桂町選挙区

山梨市選挙区

大月市選挙区

韮崎市選挙区

三分の一の数

六、九一四

一九、三六二

七、三二一

一、七八五

四四、〇五九

一六、五三四

一六、五四四

一一、六七二

七、八三三

五二、〇六九

一四、二八五

一七、一六三

一〇、一九九

八、五九四

八、八三六

八、四六五

## 選挙管理委員会

田 次

## 選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十六条第四項、第八十一条第一項及び第八十六条第四項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十一号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年七月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一三五、〇四九

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

山梨県公報号外 第三十七号 平成十三年七月十一日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番